

岩手県監査委員告示第4号

行政監査結果の公表（平成20年岩手県監査委員告示第8号）により公表した行政監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年1月13日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 監査テーマ

「道路パトロールに係る委託契約について」

2 監査委員告示

平成20年2月15日付け岩手県監査委員告示第7号

3 岩手県知事からの措置結果通知の受理日

平成20年12月4日

4 措置結果の内容

監査結果(課題・問題点)	措置を講じた事項
<p>監査を実施した結果、財団法人岩手県土木技術振興協会のみを相手方として特命随意契約することについては、他の取り得る方法との費用対効果という観点からの比較検討、道路パトロール員として必要な資格等、協会を契約の相手方としなければならない合理的な理由等について検証したうえ、改善する必要がある。</p>	<p>道路パトロールについては、道路法第42条により「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と定められていることから、道路及び付属構造物の損傷・異常の発見及び応急処理のほか、道路工事、承認工事（道路法第24条）及び占用工事（道路法第32条）の状況監視、さらには道路の不法使用等の確認や緊急時の応急措置を行うことを目的に実施しているところ。</p> <p>道路法第71条第4項の規定に基づき「道路監理員規定」（昭和46年7月6日訓令第16号）を定め、「道路監理員」に任命された職員が行う直営を原則としており、管理区間延長や職員数の関係で直営で対応できない部分を業務補完として業務委託しているところであるが、公正な競争の促進、契約の透明性の確保について指摘を受け、直ちに道路パトロールのあり方や他県の動向を調査し、効率性、的確性などの観点から、今後の道路パトロールの方向性について取りまとめたところである。</p> <p>○ 他の取り得る方法との費用対効果という観点からの比較検討及び協会を相手方としなければならない合理的な理由等</p>

現行の、財団法人岩手県土木技術振興協会への委託を検証すると、民間委託と比較して安価となり、費用対効果の観点からは合理性があるが、県の資格要件を前提とすれば、民間への委託も対象となりうる。

国では、道路パトロールを道路施設等の点検業務と位置付け（パトロール員の資格要件の1つにも「道路施設点検業務について、1件以上の実績を有する者」と規定）、コンサルタント業務として発注しており、本県においても道路パトロールの位置付けは国の方針と同様であることから、委託先として民間コンサルタントは有力な選択肢である。

このことから、入札希望者が現れるか、どの程度の入札価格となるか、パトロールが確実に実行されるか等を検証するため、平成21年度に3地域において試行的に民間コンサルタントへ委託業務として公募を行い、検証結果に問題がなければ、平成22年度から道路パトロール業務委託は全て公募による方式へ移行する。

○ 道路パトロール員として必要な資格等

道路パトロール員の資格要件については、以下のとおり岩手県道路パトロール業務委託実施要領第2条に明記し、平成20年2月25日広域地方振興局等の土木部等の長へ通知したところである。

なお、この要件は国土交通省が今年度建設コンサルタントに業務委託を公募する際の資格要件と考え方は一致しており、今後これを参考にさらに検討を進めていくこととしている。

岩手県道路パトロール業務委託実施要領

第2条 パトロール業務従事者（以下「パトロール員」という。）は、受託者が選定した次のいずれかに該当する者のうちから、土木部等の長が承認した者とする

- (1) 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有する者。
- (2) 土木行政経験者で、道路の維持管理に関する知識及び経験を有する者。